

令和8年4月

國學院大學栃木短期大学学則

学校法人國學院大學栃木学園

國學院大學栃木短期大学学則

第1章 総 則

- 第1条 本学は、國學院大學設立の精神に則り、人格を陶冶し、必要な専門教育を施し、有用な人材を育成することを目的とする。
- 2 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行うことに努める。
- 3 前項の点検及び評価を行うに当っては、別に定めるものとする。

第2章 学科及び学科目

第2条 本学において設置する学科・フィールド及びその学生定員は次のとおりとする。

日本文化学科	入学定員150名	収容定員300名
日本文学フィールド	入学定員 60名	収容定員120名
ビジネス・コミュニケーションフィールド	入学定員 40名	収容定員 80名
日本史フィールド	入学定員 50名	収容定員100名
人間教育学科	入学定員100名	収容定員200名
子ども教育フィールド	入学定員 70名	収容定員140名
生活健康フィールド	入学定員 30名	収容定員 60名

- 2 保育士養成課程は人間教育学科子ども教育フィールドに置く。なお、その入学定員は60名、収容定員は120名とする。
- 3 日本文化学科は、日本と日本人の特色ある文化・伝統を正しく学び、異文化との比較・対照化を通して、広い視野をもって社会に貢献できる教養豊かな人材を育成することを目的とする。

人間教育学科は、子ども教育や健康教育など人間教育の専門知識を教授し、保育・教育現場や地域社会と連携した実践指導を通して、子どもの資質・能力の開発や健康生活の創造に貢献できる指導者を育成することを目的とする。

第3条 学科目は、教養科目、専門科目及び教職、保育士、図書館司書、学芸員に関する科目とする。

第4条 各学科目とも、これを必修科目と選択科目とに分ける。なお、学科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第3章 履修方法及び課程修了認定

第5条 各学科の修業年限は2年とする。但し、在学期間は4年を超えることができない。

第6条 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

日本文化学科	教養科目18単位以上	専門科目46単位以上	合計64単位以上
人間教育学科	教養科目18単位以上	専門科目46単位以上	合計64単位以上

第7条 各学科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- イ 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ロ 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ハ 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与する。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 教育職員免許状を得ようとする者は、第6条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	フィールド	取得できる教員免許状の種類
日本文化学科	日本文学フィールド ビジネス・コミュニケーションフィールド	国語の教科に関する中学校教諭2種免許状
	日本史フィールド	社会の教科に関する中学校教諭2種免許状
人間教育学科	子ども教育フィールド	小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状
	生活健康フィールド	家庭の教科に関する中学校教諭2種免許状又は 養護教諭2種免許状

(注) 但し、生活健康フィールドにおいて教育職員免許状を得ようとする者は、家庭の教科に関する免許状又は養護教諭の免許状どちらか1つしか取得できない。

第13条 保育士の資格を得ようとする者は、第4条別表(3)に定める保育士に関する学科目66単位を修得することを要する。

第14条 図書館司書の資格を得ようとする者は、第4条別表(2)に定める図書館司書に関する学科目24単位を修得することを要する。

第15条 削除

第16条 学芸員となる資格を得ようとする者は、第4条別表(2)に定める学科目19単位を修得することを要する。

第17条 削除

第18条 学生は履修しようとする学科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

2 履修科目を取り止める場合は、取り止め期日までに届け出なければならない。

3 履修登録の単位数の上限は年間40単位とする。ただし、大学への編入学や資格・免許の取得などの理由のある場合は、上限40単位を超えた履修科目の登録を認める。

第19条 学業成績は、試験により定める。

第20条 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。

第21条 追試験は、やむを得ない事故により、定期試験を受けられなかった者のためにのみ行うことがある。

2 不合格の学科目については、再試験を行うことがある。再試験に関する内規は、別に定める。

第22条 学業成績の評価はS・A・B・Cは合格とし、Dは不合格とする。なお、成績の評価の基準は次のとおりとする。

S 100点～90点

A 89点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 59点以下

2 合格の評価を得た学科目については、その学科目所定の単位数を与える。

3 学業成績の値は、第1項目の評価から算出する平均値(以下「GPA」という。)をもって表す。

4 GPAの算出方法に関する内規は、別に定める。

第23条 各学科目について、その試験を受ける資格を有するためには、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

第24条 本学に二カ年以上在学し、所定の課程を修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第25条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより日本文化学科は短期大学士（日本文化学）、人間教育学科は短期大学士（人間教育学）の学位を授与する。

第26条 教育上有益と認めるときは、在学生に対し、他の大学又は短期大学での履修を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学に入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位を本学の単位として認定することができる。

4 前三項により、修得したものとして認定することができる単位数は、30単位を超えないものとする。

第4章 学年・学期及び休業日

第27条 学年が4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第28条 学年は春セメスター及び秋セメスターに分ける。

春セメスター 自4月1日 至9月30日

秋セメスター 自10月1日 至翌年3月31日

第29条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 開校記念日（10月9日）

(3) 夏季休業日（自7月21日 至9月8日）

(4) 冬季休業日（自12月21日 至1月9日）

(5) 春季休業日（自3月19日 至4月10日）

2 必要があるとき学長は、教授会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 上記休業日であっても、授業及び実習等を行うことがある。

第5章 入学・退学・休学及び転学

第30条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

第31条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。

(3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者。

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(6) 文部科学大臣の指定した者。

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

第32条 入学志願者には入学試験を行い、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第33条 入学志願者は、入学志願に要する所定の手続きをとらなければならない。

第34条 他大学から本学へ、又本学から他大学へ転学しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

第35条 学科に欠員のある場合に限り、学年の初めに試験のうえ、編入・転科を許可することができる。

第36条 転科希望者は、所定の手続きをとらなければならない。

第37条 入学又は転科の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなけれ

ばならない。ただし、所定の期日までに手続きをとらない者は、入学を取り消す。

誓約書・在学証明書、履歴書、住民票、卒業（修了）証明書

第38条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

第39条 保証人が姓名を改めたとき、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 死亡、その他の事由により保証人に変更のあったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第40条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

第41条 退学した者が、退学のときから2年以内に保証人連署をもって再入学を願い出た場合には、詮衡のうえ、再入学を許可することができる。

第42条 病気又はやむを得ない事由により、欠席が長期にわたるときは、保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2 前項の事由が消滅したときには、直ちに就学願を提出しなければならない。

3 休学の期間は1年以内とする。ただし、やむを得ない場合は、更にこの期間を1ヵ年に限り延長することができる。

4 休学の期間は、卒業に要する在学期間に算入しない。

第43条 校医が健康上、修学に不相当と認めた者には、休学を命ずることがある。

第6章 学 費

第44条 本学の学費は、別表のとおりとする。

第45条 本学に入学を志望する者は、別表の入学考査料を納めなければならない。

第46条 学費は、学年の初めに納入するが、春セメスター及び秋セメスター授業開始時の2期に分納することができる。

第47条 既納の学費、その他考査料、入学金は原則として返還しない。

第48条 在学中に授業料、その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第49条 実験、実習費等必要な費用は、別にこれを徴収する。

第7章 教職員組織及び教授会

第50条 本学に次の教職員を置く。

学長・学監・学科長・教授・准教授・講師・助教・助手・副手・司書・学芸員・事務局長及びその他事務職員。

2 学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 客員教授を置くことができる。

第51条 学長は、本学を統率し、これを代表とする。

学監は、学長を補佐し、本学を統轄する。

副学長は、学長を補佐し、学長に事故あるときは代行する。

学科長は、学長を補佐し、その学科を主管する。

教授・准教授・講師及び助教は、学術を研究教授し、学生の徳性涵養に努める。

助手及び副手は、教授・准教授及び講師に従って、その職務を助ける。

事務局長は、学長を補佐し、事務を掌理する。

事務職員は、上司の命により事務に従事する。

司書は、図書館に関する事務に従事する。

学芸員は、参考館に関する事務に従事する。

第52条 本学に学科長会を置く。

学科長会は、学長・学監・学科長及び学長が指名する教職員をもって構成する。

第53条 本学に教授会を置く。

教授会は、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べることができる。
教授会は、学長・学監・専任の教授をもって構成し、これに事務局長を加えるものとする。

第54条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学科課程に関する事項
- (2) 入学並びに成績査定及び卒業に関する事項
- (3) 学則及び教学に関する諸規定の制定・改廃に関する事項
- (4) 教員の進退に関する事項
- (5) 学生の訓育並びに賞罰に関する事項
- (6) その他学事に関する重要事項

第55条 教授会の運営については、別に定める。

第56条 本学に委員会を置く。

本学が設ける委員会の委員長は、学長が指名し、任命する。

第8章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

第57条 本学所定の学科目のうち、科目履修を希望するものがあるときは、詮衡のうえ、科目等履修生として許可することがある。

第58条 科目等履修生となることのできる者は、第31条の各号に規定する者とする。

第59条 科目等履修生は、その履修した学科目についての試験を受けることができる。試験に合格した者には、その学科目所定の単位を授与する。

第60条 科目等履修生として在籍した期間及び取得した単位は、正規の課程の在学年数及び単位数に換算、又は認定することはできない。

第61条 科目等履修生の学費等本章に規定するもののほかは別に定める。

第62条 本学教員の指導を受け、本学所定の学科に関連した学科の研究を志望する者があるときは、詮衡のうえ教授会の議を経て、研究生として学長が許可することができる。

2 研究生の細則については、別に定める。

第63条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の細則については、別に定める。

第9章 図書館及び研究施設

第64条 本学に図書館を置く。

図書館は、図書その他の文献、及び研究資料を蒐集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

第65条 本学に研究室、及びその他必要な研究施設を置く。

第10章 厚生施設

第66条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定については、別に定める。

第11章 賞罰及び除籍

第67条 人物、学業優秀な者、又は範となすべき行為をなした者は、表彰する。

第68条 学生が本学則もしくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為があった場合には、懲戒を加える。

1. 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び諭旨退学とする。
2. 諭旨退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく、出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者。

第69条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 在学4年を超える者。
- (2) 休学期間が引き続き2年以上にわたる者。
- (3) 学費及びその他納付金を所定の期間中に納入しない者。
- (4) 履修届を所定の期間中に提出しない者。

附 則

1. 本学則の変更については、教授会の議を経て、学長が裁決し、理事会においてこれを決定する。
2. 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
3. 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。
4. 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
5. 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
6. 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
7. 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
8. 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
9. 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
10. 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。
11. 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。
12. 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。
13. 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

ただし、昭和58年度における各学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

国文学科 250名 家政学科 150名 初等教育学科 250名

14. 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。
15. 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。
16. 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
17. 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、昭和62年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

18. 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、昭和63年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

19. 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、平成元年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

20. 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度における初等教育学科の総定員は第2条の規定にかかわらず250名とする。また、平成2年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

21. 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、平成3年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

22. 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成4年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

23. 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、平成5年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。

- よる。
24. 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
ただし、平成6年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
25. 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、平成7年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
26. 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成8年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
27. 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成9年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
28. 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
ただし、平成10年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
29. 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
ただし、平成11年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
30. 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、平成12年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
31. 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、平成13年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
32. 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、平成14年度における国文学科・商学科の総定員は第2条の規定にかかわらず250名とする。また、平成14年3月31日現在、在籍している者の学費については、その入学年度の学費による。
33. 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
34. 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
35. 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
36. 本学則は、平成17年12月20日から施行する。
37. 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
38. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
39. 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成21年度における商学科の総定員は第2条の規定にかかわらず160名とする。
40. 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成22年度における国文学科・家政学科・初等教育学科・日本史学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。
国文学科180名 家政学科170名 初等教育学科180名 日本史学科170名
41. 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
42. 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年度における国文学科・家政学科・初等教育学科・日本史学科・商学科・日本文化学科・人間教育学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。
国文学科80名 家政学科70名 初等教育学科80名 日本史学科70名 商学科60名

日本文化学科200名 人間教育学科160名

43. 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

44. 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度における日本文化学科・人間教育学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

日本文化学科360名 人間教育学科300名

45. 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

46. 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

47. 本学則は、平成28年9月1日から施行する。

48. 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

49. 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度における日本文化学科・人間教育学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

日本文化学科280名 人間教育学科270名

50. 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

51. 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度における日本文化学科・人間教育学科の総定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

日本文化学科270名 人間教育学科230名

52. 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

53. 本学則は、令和3年9月1日から施行する。

54. 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

55. 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

56. 本学則は、令和6年4月1日から施行する。

57. 本学則は、令和7年4月1日から施行する。

58. 本学則は、令和8年4月1日から施行する。

第4条 別 表

(1) 教養科目（各学科共通）

必修科目

学 科 目	単位数
神道概論Ⅰ（神道と日本文化）	2
日本語リテラシー	2
フレッシュマン イングリッシュⅠ	2
フレッシュマン イングリッシュⅡ	2
スポーツ・健康科学AⅠ（理論・実技）	1
スポーツ・健康科学AⅡ（理論・実技）	1

基礎選択科目

学 科 目	単位数
文学（文学とメディア）	2
世界の宗教	2
歴史発見	2
音楽（理論と表現）	2
日本国憲法	2
社会・環境と人間活動	2
情報処理	2
キャリアデザイン	2
生活と数学	2
化学と生活	2
生命の進化	2
日本人の起源と進化	2
心と美術	2
韓国事情	2
日本語基礎ゼミⅠ	1
日本語基礎ゼミⅡ（國府短大入門）	1
日本語読解	1

発展選択科目

学 科 目	単位数
神道概論Ⅱ（神道と社会）	2
人類の起源と進化	2
日本の歴史と文化	2
シニアイングリッシュA	2
シニアイングリッシュB	2
中国語Ⅰ	2
中国語Ⅱ	2
韓国語Ⅰ	2
韓国語Ⅱ	2
スポーツ・健康科学BⅠ（理論・実技）	1
スポーツ・健康科学BⅡ（理論・実技）	1

(2) 日本文化学科専門科目

導入科目

学 科 目	単位数
日本文化学科概説 (オムニバス)	2

フィールド別基礎科目

学 科 目	単位数
日本文学フィールド	
日本文学概説Ⅰ	2
日本文学概説Ⅱ	2
日本文学通史	2
漢文入門	2
文学基礎演習	1
卒業研究	1
ビジネス・コミュニケーションフィールド	
コミュニケーション入門	2
日本語概説Ⅰ	2
社会経済学Ⅰ	2
専門ゼミⅠ	1
専門ゼミⅡ	1
日本語表現法	2
日本史フィールド	
日本文化史Ⅰ	2
史学基礎演習Ⅰ	2
史学基礎演習Ⅱ	2
歴史資料論	2
卒業研究	2

専門科目

学 科 目	単位数
日本文学フィールド	
文学講読 (万葉集)	2
文学講読 (源氏物語)	2
文学講読 (平家物語)	2
文学講読 (近世文学)	2
文学講読 (近代文学)	2
文学講読 (現代文学)	2
時代文学史 (上代・中古)	2
時代文学史 (中世・近世)	2
時代文学史 (近代・現代)	2
日本文学演習 (中古文学)Ⅰ	1
日本文学演習 (中古文学)Ⅱ	1
日本文学演習 (中世文学)Ⅰ	1
日本文学演習 (中世文学)Ⅱ	1
日本文学演習 (近代文学)Ⅰ	1
日本文学演習 (近代文学)Ⅱ	1
日本文学演習 (近・現代文学)Ⅰ	1
日本文学演習 (近・現代文学)Ⅱ	1

学 科 目	単位数
唐宋詩文演習Ⅰ	1
唐宋詩文演習Ⅱ	1
比較文学	2
創作文芸概説	2
創作文芸入門（児童文学・絵本）	2
創作文芸入門（短歌・俳句・詩）	2
創作文芸入門（エッセイ）	2
創作文芸入門（小説・随筆）	2
創作文芸演習（詩・短歌）Ⅰ	1
創作文芸演習（詩・短歌）Ⅱ	1
創作文芸演習（小説・随筆）Ⅰ	1
創作文芸演習（小説・随筆）Ⅱ	1
創作文芸演習（児童文学・絵本）Ⅰ	1
創作文芸演習（児童文学・絵本）Ⅱ	1
日本芸能文化論	2
日本民俗学概説Ⅰ	2
日本民俗学概説Ⅱ	2
伝承文学講読Ⅰ	2
伝承文学講読Ⅱ	2
伝承文学演習Ⅰ	1
伝承文学演習Ⅱ	1
日本語・日本文学情報処理	2
漢文学概説Ⅰ	2
漢文学概説Ⅱ	2
漢文学講読	2
児童文学講読	2
書道Ⅰ	2
書道Ⅱ	2
ビジネス・コミュニケーションフィールド	
日本語の歴史Ⅰ	2
日本語の歴史Ⅱ	2
日本語学演習（古代語）Ⅰ	1
日本語学演習（古代語）Ⅱ	1
口承文芸Ⅰ	2
口承文芸Ⅱ	2
日本語概説Ⅱ	2
日本語文法	2
日本語学各論	2
言語学（言語学を中心として音声言語を含む）	2
言語文化（オムニバス）	2
外国語文化（英米語事情）	2
外国語文化（韓国語事情）	2
国際文化交流Ⅰ	2
国際文化交流Ⅱ	2
国際社会問題	2
国際政治学	2
時事問題入門	2
日本語スキル	2
ビジネス英語Ⅰ	1
ビジネス英語Ⅱ	1

日本史フィールド	
卒業研究入門	1
史学入門Ⅰ	(オムニバス) 2
史学入門Ⅱ	2
日本古代史概説	2
日本中世史概説	2
日本近世史概説	2
日本近代史概説	2
古代史料講読Ⅰ	1
古代史料講読Ⅱ	1
中世史料講読Ⅰ	1
中世史料講読Ⅱ	1
近世史料講読Ⅰ	1
近世史料講読Ⅱ	1
近代史料講読Ⅰ	1
近代史料講読Ⅱ	1
外国史料講読Ⅰ	1
外国史料講読Ⅱ	1
古文書学Ⅰ	2
古文書学Ⅱ	2
史学基礎研究法	2
古文書学演習Ⅰ	1
古文書学演習Ⅱ	1
日本史特殊講義	2
東洋史概説Ⅰ	2
東洋史概説Ⅱ	2
西洋史概説Ⅰ	2
西洋史概説Ⅱ	2
日本文化史Ⅱ	2
考古学概説Ⅰ	2
考古学概説Ⅱ	2
考古学演習Ⅰ	1
考古学演習Ⅱ	1
考古学フィールドワークⅠ	1
考古学フィールドワークⅡ	1
文化財学	2
文化財の保護	2
日本地誌	2
自然地理学	2
人文地理学	2
政治学	2
経済原論	2
宗教学概論	2
倫理学	2

自由選択科目

学 科 目	単位数
コンピュータと情報A	2
コンピュータと情報B	2
コンピュータと情報C	2
マルチメディア演習	2
文書実務Ⅰ	1
文書実務Ⅱ	1
Webデザイン	2
Webデザイン演習	2
社会経済学Ⅱ	2
マーケティング	2
カラーコーディネート論Ⅰ	2
カラーコーディネート論Ⅱ	2
ビジネス実務総論	2
ビジネス実務演習Ⅰ	1
ビジネス実務演習Ⅱ	1
プレゼンテーション概論	2
プレゼンテーション演習Ⅰ	2
プレゼンテーション演習Ⅱ	2
情報社会とネットワーク	2
基礎経営学	2
論理的文章の論理と読解	2
現代企業システム	2
世界の経済	2
金融の基礎	2
銀行論	2
企業と簿記	2
簿記演習	2
統計入門	2
基礎ゼミⅠ（経済演習）	1
基礎ゼミⅡ	1

教職課程科目（中学 国語・社会）

学 科 目	単位数
教育原理	2
教師論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
教育課程論	2
道德教育の理論及び指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動指導法	2
教育方法・技術論	1
I C T活用実践論	1
生徒・進路指導論	2
教育相談（カウンセリングを含む）	2
教育実習Ⅰ（事前事後指導1単位を含む）	2
教育実習Ⅱ	4
教職実践演習（国語）	2
教職実践演習（社会）	2
介護論	2
国語科教育法（オムニバス）	2
社会科教育法	2

図書館司書課程科目

学 科 目	単位数
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館制度・経営論	2
図書館情報技術論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス演習Ⅰ	1
情報サービス演習Ⅱ	1
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習Ⅰ	1
情報資源組織演習Ⅱ	1
図書館情報資源特論	1
図書・図書館史	1

学校司書課程科目

学 科 目	単位数
学校図書館概論（学校経営と学校図書館）	2
図書館情報技術論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習Ⅰ	1
情報資源組織演習Ⅱ	1
学校図書館サービス論	2
学校図書館情報サービス論	2
学校教育概論	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2

学芸員課程科目

学 科 目	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習Ⅰ	1
博物館実習Ⅱ	1
博物館実習Ⅲ	1

(3) 人間教育学科専門科目

導入科目

学 科 目	単位数
人間教育学科概説 (オムニバス)	2

子ども教育フィールド

専門教育科目 (小学校・幼稚園)

学 科 目	単位数
教科専門 国語	2
教科専門 国語 (書道)	1
教科専門 社会	2
教科専門 算数	2
教科専門 理科	2
教科専門 生活	2
教科専門 音楽 (ピアノ) I	1
教科専門 音楽 (ピアノ) II	1
教科専門 音楽 (歌と楽器) I	1
教科専門 音楽 (歌と楽器) II	1
教科専門 音楽 (子どもと音楽) I	1
教科専門 音楽 (子どもと音楽) II	1
教科専門 図画工作A I	1
教科専門 図画工作A II	1
教科専門 図画工作B I	1
教科専門 図画工作B II	1
教科専門 家庭	2
教科専門 体育	2
教科専門 英語	2
卒業研究	2
教科教育法 国語 (書写を含む)	2
教科教育法 社会	2
教科教育法 算数	2
教科教育法 理科	2
教科教育法 生活	2
教科教育法 音楽	2
教科教育法 図画工作	2
教科教育法 家庭	2
教科教育法 体育	2
教科教育法 英語	2
子どもと健康	2
子どもと人間関係	2
子どもと環境	2
子どもと言葉	2
子どもと音楽表現	2
子どもと造形表現	2
健康指導法	1

学 科 目	単位数
人間関係指導法	1
環境指導法	1
言葉指導法	1
表現Ⅰ（造形）指導法	1
表現Ⅱ（音楽）指導法	1
表現Ⅲ（音楽）指導法	1
教育原理	2
保育原理	2
教師論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
教育課程論	2
道德教育の理論及び指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動指導法	2
教育方法・技術論	1
ICT活用実践論	1
保育方法・技術論	2
生徒・進路指導論	2
幼児理解	2
教育相談（カウンセリングを含む）	2
教育実習Ⅰ（事前事後指導1単位を含む）	2
教育実習Ⅱ（幼・小）	4
教職実践演習（幼・小）	2
介護論	2

専門教育科目（幼稚園・保育）

学 科 目	単位数
保育原理	2
教育原理	2
子ども家庭福祉	2
社会福祉	2
子ども家庭支援論	2
社会的養護Ⅰ	2
保育者論	2
保育の心理学	2
子ども家庭支援の心理学	2
子どもの理解と援助	1
子どもの保健	2
子どもの食と栄養Ⅰ	1
子どもの食と栄養Ⅱ	1
保育の計画と評価	2
保育内容総論	1
保育内容演習 健康	1
保育内容演習 人間関係	1
保育内容演習 環境	1
保育内容演習 言葉	1
保育内容演習 音楽表現Ⅰ	1

学 科 目	単位数
保育内容演習 音楽表現Ⅱ	1
保育内容演習 造形表現	1
保育内容の理解と方法 ピアノⅠ	1
保育内容の理解と方法 ピアノⅡ	1
保育内容の理解と方法 歌と楽器Ⅰ	1
保育内容の理解と方法 歌と楽器Ⅱ	1
保育内容の理解と方法 造形Ⅰ	1
保育内容の理解と方法 造形Ⅱ	1
保育内容の理解と方法 体育Ⅰ	1
保育内容の理解と方法 体育Ⅱ	1
保育内容の理解と方法 児童文化	1
乳児保育Ⅰ	2
乳児保育Ⅱ	1
子どもの健康と安全	1
障害児保育Ⅰ	1
障害児保育Ⅱ	1
社会的養護Ⅱ	1
子育て支援	1
保育実習Ⅰ（保育所）	2
保育実習Ⅰ（施設）	2
保育実習指導ⅠA	1
保育実習指導ⅠB	1
保育実習Ⅱ・Ⅲ	2
保育実習指導Ⅱ・Ⅲ	1
保育教職実践演習	2
子育ての歴史	2
介護論	2
地域福祉論	2
乳幼児のためのリトミック	2
音楽と絵本	2
幼児理解	2
子どもの生活と社会	2
子ども文化の創造	2
保育方法・技術論	2
造形表現演習Ⅰ	1
造形表現演習Ⅱ	1
音楽表現演習Ⅰ	1
音楽表現演習Ⅱ	1
リトミック	1

生活健康フィールド

専門科目

学 科 目	単位数
栄養学	2
栄養と健康	2
食品科学	2
食品学	2
食品加工学	2
食品学実験	1
食品評価・鑑別論演習Ⅰ	1

学 科 目	単位数
食品評価・鑑別論演習Ⅱ	1
食品流通論	2
調理学	2
調理実習Ⅰ	1
調理実習Ⅱ	1
調理実習Ⅲ	1
食品衛生学	2
フードスペシャリスト論	2
フードコーディネート論	2
いちご学	2
ぶどう学	2
被服学概論	2
衣服管理学	2
服飾文化論	2
ファッション造形・洋裁Ⅰ	1
ファッション造形・洋裁Ⅱ	1
ファッション造形・和裁	1
ファッションクラフトⅠ	1
ファッションクラフトⅡ	1
カラーコーディネート論Ⅰ	2
カラーコーディネート論Ⅱ	2
ファッション販売	2
生活経営学（家庭経済学を含む）	2
家族関係	2
住居学	2
保育学	2
社会福祉	2
くらしと会計Ⅰ	2
くらしと会計Ⅱ	2
衛生学(予防医学を含む)	2
解剖生理学	2
微生物学	2
薬理概論	2
精神保健	2
教育原理	2
教育心理学	2

教職課程科目（中学 家庭）

学 科 目	単位数
教育原理	2
教師論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
教育課程論	2
道徳教育の理論及び指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動指導法	2

学 科 目	単位数
教育方法・技術論	1
I C T活用実践論	1
生徒・進路指導論	2
教育相談（カウンセリングを含む）	2
教育実習Ⅰ（事前事後指導1単位を含む）	2
教育実習Ⅱ	4
教職実践演習（家庭）（オムニバス）	2
介護論	2
家庭科教育法	2

教職課程科目（養護）

学 科 目	単位数
教育原理	2
教師論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
教育課程論	2
道德教育の理論及び指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	2
特別活動指導法	2
教育方法・技術論	1
I C T活用実践論	1
生徒・進路指導論	2
教育相談（カウンセリングを含む）	2
養護実習Ⅰ（事前事後指導1単位を含む）	2
養護実習Ⅱ	3
教職実践演習（養護）（オムニバス）	2
介護論	2
カウンセリング演習	2
養護演習Ⅰ	1
養護演習Ⅱ	1
学校保健	2
養護概説Ⅰ	2
養護概説Ⅱ	2
健康相談活動	2
免疫学	2
看護学Ⅰ	2
看護学Ⅱ	2
看護学Ⅲ	2
看護学Ⅳ	2
看護実習Ⅰ	1
看護実習Ⅱ	1
看護実習Ⅲ	1
看護実習Ⅳ（救急処置）	1
臨床実習	2

第44条 別 表

イ 授業料（年額）

日本文化学科 590,000円

人間教育学科 610,000円

ロ 入学金 370,000円

ハ 施設費 180,000円

ニ 維持費 58,000円

ホ 図書費 32,000円

ヘ 冷暖房費 10,000円

学費は一括全額納入または2期分納としてもよい。

納入した学費等は理由の如何にかかわらず返還しない。

2年次の学費は入学金を除き1年次と同額とする。

外国人留学生（協定校）

イ 授業料（年額）

日本文化学科 590,000円

人間教育学科 610,000円

ロ 入学金 免 除

ハ 施設費 免 除

ニ 維持費 免 除

ホ 図書費 32,000円

ヘ 冷暖房費 10,000円

第45条 別 表

入学考査料 30,000円（15,000円）